

発注見通し調書

担当部局：福祉局高齢者施策部介護保険課

N o	物品又は役務の名称	数量	契約の締結を 予定する時期	選定基準	納入場所等	契約担当部局 連絡先	備 考
1	令和 7 年度介護保険住宅 改修費等適正給付事業	1	令和 7 年 4 月 1 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障が い者施設関係のうち、福祉局長 が公表する障がい者施設、又は 同政令に規定するシルバー人 材センターのうち福祉局長が 公表する（公社）大阪市シルバ ー人材センター又は同政令に 規定する母子・父子福祉団体等 でこども青少年局長が公表す る母子・父子福祉団体等、認定 生活困窮者就労訓練事業を行 う施設（役務の提供）のうち、 本案件（令和 7 年度介護保険住 宅改修費等適正給付事業）の履 行が可能なものを選定する。	本市指定場所	介護保険課 電話 6208－8137	

発注見通し調書

担当部局：福祉局生活福祉部地域福祉課

N o	物品又は役務の名称	数量	契約の締結を 予定する時期	選定基準	納入場所等	契約担当部局 連絡先	備 考
1	令和 7 年度民生委員・児童委員への表彰状等作成にかかる毛筆筆耕業務	2, 230 枚	令和 7 年 4 月 1 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号（以下「同政令」という）に規定する下記の①から④のいずれかのうち、本案件（筆耕）の履行が可能なもので、最も価格が安価な団体を選定する。 ① 同政令に規定する障がい者施設関係のうち福祉局長が公表する障がい者施設 ② 同政令に規定するシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター ③ 同政令に規定する母子・父子福祉団体等でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体等 ④ 同政令に規定する認定生活困窮者就労訓練事業のうち福祉局長が公表する施設	本市指定場所	地域福祉課 電話 6208-7951	

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約

令和 7 年 2 月 6 日

発注見通し調書

担当部局：福祉局高齢者施策部介護保険課

N o	物品又は役務の名称	数量	契約の締結を 予定する時期	選定基準	納入場所等	契約担当部局 連絡先	備 考
2	令和 7 年度介護保険制度 パンフレット点字版作成 業務	252 冊	令和 7 年 4 月 1 日	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障が い者施設関係のうち、福祉局長 が公表する障がい者施設、又は 同政令に規定するシルバー人 材センターのうち福祉局長が 公表する（公社）大阪市シルバ ー人材センター又は同政令に 規定する母子・父子福祉団体等 でこども青少年局長が公表す る母子・父子福祉団体等、認定 生活困窮者就労訓練事業を行 う施設（役務の提供）のうち、 本案件（令和 7 年度介護保険 制度パンフレット点字版作成 業務）の履行が可能なものを選 定する。	本市指定場所	介護保険課 電話 6208－8028	

発注見通し調書

担当部局：福祉局 保険年金課（医療助成）

番号	物品又は 役務の名称	数量	契約の締結を 予定する時期	選定基準	納入場所等	契約担当部局 連絡先	備考
1	大阪市医療助成費等償還事務センター清掃業務委託	1 式	令和7年4月	福祉局及び子ども青少年局が公表する障がい者施設、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体等のリストに記載されたもののうち、本案件（大阪市医療助成費等償還事務センター清掃業務委託）の履行が可能なものを選定する。	大阪市医療助成費等償還事務センター（担当：吉田） 北区同心1-5-27	保険年金課 電話:6351-8212	

発注見通し調書

担当部局：福祉局高齢者施策部高齢福祉課

N o	物品又は役務の名称	契約の締結	選定基準	納入場所等	契約担当部局 連絡先	備 考
1	大阪健活マイレージ（アスマイル）本登録支援業務委託	令和 7 年 6 月末	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障がい者施設関係のうち、福祉局長が公表する障がい者施設、又は同政令に規定するシルバー人材センターのうち福祉局長が公表する（公社）大阪市シルバー人材センター又は同政令に規定する母子・父子福祉団体等でこども青少年局長が公表する母子・父子福祉団体等、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（役務の提供）のうち、本案件の履行が可能なものを選定する。	本市指定場所	高齢福祉課 電話 6208－8054	

発注見通し調書

担当部局：福祉局障がい者施策部障がい福祉課（企画グループ）

N o	物品又は役務の名称	数量	契約の締結を 予定する時期	選定基準	納入場所等	契約担当部局 連絡先	備 考
1	「一障がいのある方へー 福祉のあらまし（令和 7 年度版）」音声版作成業 務委託	80 部	令和 7 年 8 月下旬	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障がい 者施設関係のうち、福祉局長が 公表する障がい者施設、又は同 政令に規定するシルバー人材セ ンターのうち福祉局長が公表す る（公社）大阪市シルバー人材 センター又は同政令に規定する 母子・父子福祉団体等でこども 青少年局長が公表する母子・父 子福祉団体等、認定生活困窮者 就労訓練事業を行う施設（役務 の提供）のうち、本案件（「一障 がいのある方へー福祉のあらま し（令和 7 年度版）」音声版作成 業務委託）の履行が可能なもの を選定する。	〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 6 階 大阪市福祉局障が い者施策部障がい 福祉課	担当：大阪市福祉 局障がい者施策部 障がい福祉課（企 画グループ） 電話：06-6208- 8071	